

# 消費者基本計画工程表の改定について (ポイント)

平成29年4月  
消費者庁

# 消費者基本計画工程表(改定素案)のポイント

	項目【主な担当省庁】	
A. 最近のトピックへの対応	A - 1. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進【消費、農水、文科、経産、環境】	P3
	A - 2. 電力・ガス小売全面自由化への対応【経産、消費】	P4
	A - 3. 美容医療に関する消費者問題への対応【厚労、消費】	P5
B. 食品関係の取組	B - 1. 食品の安全・安心の確保【消費、食安委、厚労、農水、環境】	P6
	B - 2. 食品ロス削減の推進【消費、農水、環境、経産】	P7
	B - 3. 食品表示の充実による多様な選択機会の確保【消費、厚労、農水】	P8
C. 消費者の年齢層に着目した取組	C - 1. 子供の事故防止【消費、内府、文科、厚労】	P9
	C - 2. 成年年齢引下げに対する対応【消費、文科、法務、金融】	P10
	C - 3. 高齢者の消費者被害の防止策の強化【消費、厚労、国交】	P11
D. 横断的な枠組み等の取組	D - 1. 消費者と事業者の連携・協働【消費】	P12
	D - 2. 消費者の被害救済・利益保護の枠組み等の強化【消費】	P13

## 消費者基本計画について

消費者基本計画は、消費者基本法第9条の規定に基づき、政府の長期的に講ずべき消費者政策の大綱等を定めるもの（閣議決定）

現行の第3期消費者基本計画は、平成27年3月24日に閣議決定（平成27年度から31年度までの5か年計画）。

## 消費者基本計画工程表について

消費者基本計画に基づき関係省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定等について、工程表を作成。1年に1回、工程表を改定することとしている。

工程表は消費者政策会議(会長は内閣総理大臣、全府省庁の大臣と公正取引委員会委員長で構成)で決定。

# A - 1 . 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

## 【背景・現状】

- 17個の持続可能な開発目標(SDGs)の達成による、「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むものとして、平成27年9月に国連で採択(2030年までの国際開発目標)。
- 安倍総理大臣が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説(平成27年9月)。
- 内外の取組を省庁横断的に総括し、優先課題を特定した上で、「SDGs実施指針」を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置(平成28年5月)。

## 【工程表(主な記載事項)】

1. 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、倫理的消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施。【消費】  
〔4(2) P98〕
2. 倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費、農水、環境等】  
〔4(2) P98〕
3. 食品ロス削減するため、関係省庁の連携による取組を推進。【消費、文科、農水、経産、環境等】  
〔4(2) P100〕
4. 子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費、経産等】  
〔1(1) P3〕
5. 子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施。その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)において、子供の事故防止策を検討・推進。【消費、関係省庁】  
〔1(1) P3〕

## SDGs (持続可能な開発目標)



(外務省ウェブサイトから)

## 【工程表(主なスケジュール)】

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
持続可能な開発目標(SDGs)の推進	倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】				
	倫理的消費の普及の推進(若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)等)【消費者庁】				
	食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】				
	「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子供の不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】				
	子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係府省庁】				

# A - 2 . 電力・ガス小売全面自由化への対応

## 【背景・現状】

1. 平成29年4月から、ガス小売全面自由化が開始。
2. ガス小売全面自由化の実施に当たっての周知・広報を実施。
3. 電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターがガス小売全面自由化の実施に伴う消費者トラブル防止施策強化のための連携協定締結(平成28年12月)。
4. 平成29年通常国会における総理施政方針演説において、「本年4月からガスの小売を完全に自由化します。昨年の電力自由化と併せ、多様なサービスのダイナミックな展開と、エネルギーコストの低廉化を実現します。」とされている。

## 【工程表(主な記載事項)】

1. 電力小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経産、消費】〔3(2) P64〕
2. 都市ガス小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経産、消費】〔3(2) P64〕
3. 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。【消費、消費委、経産】〔4(4) P117〕
4. 電力託送料金について、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)や効率化の取組状況について、電力・ガス取引監視等委員会において定期的に事後評価を行う。【消費、経産】〔4(4) P118〕

## 【工程表(主なスケジュール)】

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
電力・ガス小売全面自由化への対応		電力小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】			
		都市ガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】			
	電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		
		電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			託送収支の事後評価【消費者庁、経済産業省】

# A - 3 . 美容医療に関する消費者問題への対応

## 【背景・現状】

1. 美容医療に関する消費生活相談は、平成27年度は2,090件。
2. 「医療情報の提供内容等のあるり方に関する検討会」において、報告書を取りまとめ(平成28年9月)。報告書を踏まえ、医療法の改正法案を平成29年通常国会に提出。
3. 消費者庁と厚生労働省とで連携し、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についてチラシを作成し、公表(平成28年9月)。

## 【工程表(主な記載事項)】

1. 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談(消費生活相談を含む。)及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の効果の検証を実施。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知。【厚労、消費】 (2(2) P39)
2. 医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年に取りまとめ、検討結果( 1)を踏まえ、平成29年通常国会に医療法の改正法案を提出。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施。【厚労】 (2(2) P39)
3. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、美容医療契約を特定継続的役務提供( 2)に位置付けるべく、特定商取引法施行令の改正に向けた検討を行う。【消費】 (3(2) P62)

( 1)虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止

( 2)書面交付の義務付けや誇大広告の禁止等の行為規制や違反した場合の指示、業務停止命令等の行政処分の対象となる



## 【工程表(主なスケジュール)】

(政府広報ウェブサイトより)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
美容医療に関する消費者問題への対応	地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】				
	地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等を把握し、ガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】				
	美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】				
	医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】				
第193回国会に医療法等の一部を改正する法律案を提出。ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施【厚生労働省】					
特定商取引法施行令の改正に向けた検討【消費者庁】					